



## ★ 業務紹介 ★

# 運搬容器及び強化プラスチック製二重殻タンク本体等の試験確認に係る業務規程の改正について

業務部

当協会が実施している試験確認業務においては、業務ごとに、業務規程及び試験確認基準等を規定しています。今般、以下の業務の業務規程を改正したので、お知らせします。

### ○ 改正した業務規程

1. 運搬容器の試験確認に係る業務規程
2. 強化プラスチック製二重殻タンク本体等の試験確認に係る業務規程

### ○ 改正の内容

試験確認で「不適合」又は「未実施」となった後の再申請における手数料を、業務量を勘案して算出した額に改正しました。確認工場方式による運搬容器の試験確認を例に、改正の内容を以下に示します。

<改正の内容の例>

運搬容器の試験確認は、確認工場方式を例にとると、確認工場の指定と定期調査の場合は、それぞれの試験区分で「不適合」又は「未実施」となった場合、申請者は「不適合」又は「未実施」となった原因及び改善対策を添付することにより再申請をすることができることとしています。（下図参照）

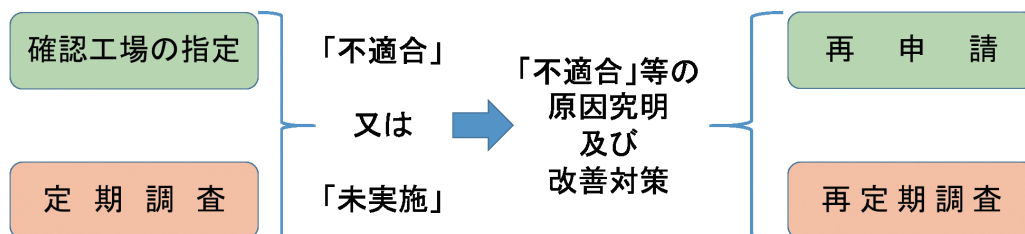


図 確認工場方式による運搬容器の試験確認不適合時等の流れ（例）

ここで、これまでの業務規程では、再申請時の手数料の額は「不適合」又は「未実施」となる前の確認工場の指定の手数料に対して再申請の手数料が**およそ0.7倍\***、同じく「不適合」又は「未実施」となる前の定期調査の手数料に対して再定期調査の手数料が**およそ0.7倍\***となっていました。

今回の改正では、**「不適合」又は「未実施」となった後に再申請をする場合の手数料の額は「不適合」又は「未実施」となる前の申請区分の手数料の額と同額**としました。

新業務規程は、平成30年4月3日に施行しました。

また、新業務規程は、当協会のウェブサイト（<http://www.khk-syoubou.or.jp/>）からダウンロードすることができますので、ご活用ください。

※ 運搬容器の種別等により一律ではありません。